

## 滋賀県環境審議会における各部会間の情報共有について

### 平成25年度滋賀県環境審議会 各部会の審議予定について

#### <環境企画部会>

- 第三次滋賀県環境総合計画の改定について
- 第三次滋賀県環境総合計画の進行管理について
- 滋賀県における今後の環境学習のあり方について
- 滋賀県環境学習推進計画（第2次）の進行管理について
  - ※ 上記事案について、平成25年度中に6回程度開催予定  
（「滋賀県における今後の環境学習のあり方検討小委員会」の開催含む）

#### <温暖化対策部会>

- 滋賀県域からの温室効果ガス排出実態（2011年度（平成23年度））について（報告）
- 滋賀県低炭素社会づくり推進計画の実施状況について（平成24年度）（報告）
- 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例に基づく事業者行動計画書制度の運用状況について（報告）
  - ※ 開催時期は平成25年12月の予定

#### <水・土壌・大気部会>

- 7月8日（月）
  - ・平成24年度公共用水域水質測定結果について（報告）
  - ・平成24年度大気汚染状況測定結果について（報告）
  - ・第6期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の事業進捗状況について（報告）
- 9月頃
  - ・公共用水域・地下水水質測定計画の見直しについて（審議）
- 3月
  - ・平成26年度公共用水域・地下水水質測定計画について（審議）
  - ・平成25年度地下水水質測定結果について（報告）

### <廃棄物部会>

- 第三次滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況について（平成26年3月）

### <自然環境部会>

- 県指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（平成25年7月）
- 指定外来種の追加指定について（平成25年12月）
- 生物多様性地域戦略の策定について（平成25年7月、12月、平成26年2月）

### <温泉部会>

- 平成25年度第1回
  - 現地調査 8月上旬
  - 部会 8月下旬
- 平成25年度第2回
  - 現地調査 2月上旬
  - 部会 2月下旬

### <琵琶湖総合保全部会>

- マザーレイク21計画の推進状況について（平成25年12月頃開催予定）

## 水・土壌・大気部会の審議状況について(第1回 7月8日開催分)

### 主な議題

1. 平成24年度公共用水域水質測定結果について(報告)
2. 平成24年度大気汚染状況測定結果について(報告)
3. 第6期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画関連事業の進捗状況について(報告)
4. その他
  - ・平成25年度琵琶湖における放射性物質モニタリング調査結果について(情報提供)
  - ・公共用水域水質測定計画の見直しについて(報告)

### 概要

・平成24年度に実施した水質、大気の常時監視結果について報告を行った。  
・昨年度の琵琶湖の水質は、7月に植物プランクトンが増殖した結果、CODをはじめとする有機物濃度の特異的な上昇、北湖深層部での貧酸素化等、特異的な現象が見られた。  
・しかしながら、これは一時的な現象であり、その後水質は改善されたこと、窒素・リンの栄養塩類の濃度は概ね横ばい傾向であること等から、引き続き富栄養化の進行は抑制されていると評価している。  
・また、福島第1原子力発電所事故由来の放射性物質の影響を監視するため、琵琶湖今津沖の放射性物質調査結果を行った結果、不検出であったことを情報提供した。  
・最後に、水質測定計画の見直しについては、現体制での琵琶湖の水質調査について調査地点や調査頻度等の見直しが必要となっている旨を報告し、今後の見直し方針について報告を行った。

### 今後の方向性

・公共用水域および大気汚染状況の常時監視については、法的義務であることから、今年度も継続して行っており、今年度実施した結果は、来年6～7月頃開催の部会に報告する予定である。  
・湖沼水質保全計画関連事業については、琵琶湖の水質改善のため今後も関係各課が事業を進めていく。  
・次回の部会(H25.9.11予定)で、公共用水域水質測定計画の見直しについて、審議いただく予定である。

## 自然環境部会の審議状況について(平成25年度第1回7月18日開催分)

主な議題
<p>①鳥獣保護区特別保護地区の再指定について(4件諮問) ②生物多様性地域戦略の策定について(報告)</p>
概要
<p>①第11次鳥獣保護事業計画に基づき下記4カ所の鳥獣保護区特別保護地区の再指定(今後10年間)についてご審議いただき了承された。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・滋賀県野鳥の森鳥獣保護区特別保護地区</li><li>・水口町城山鳥獣保護区特別保護地区</li><li>・荒神山鳥獣保護区特別保護地区</li><li>・伊吹山鳥獣保護区特別保護地区</li></ul> <p>* 鳥獣保護区の中でも特に必要な区域について、特別保護地区として指定し、狩猟の禁止に加え、建築物、その他の工作物の新築等と、また水面の埋立・干拓、木竹の伐採について規制される。</p> <p>②生物多様性地域戦略の策定にかかる今後の予定等について報告した。</p>
今後の方向性
<p>①審議結果を受け鳥獣保護区特別保護地区の再指定に向けた手続きを進める。</p> <p>②次回の自然環境部会で生物多様性地域戦略の策定について諮問する。</p>